

○厚生労働省
経済産業省 告示第 号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和三年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 梶山 弘志

中小企業等の経営強化に関する基本方針

第1 新たに設立された企業の事業活動の促進

1 新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

国は、市場メカニズムの下での新規中小企業者の自主的な努力を前提として、新規中小企業者が行う創意工夫に満ちた事業活動を幅広く支援し、新規中小企業者が創業後の経営リスクに備えるための技術力・経営力の向上を図る。

2 新規中小企業の事業活動の促進に当たって配慮すべき事項

国は、新規中小企業者の事業活動を促進するため、次に掲げる諸点について十分に配慮することとする。

一 資金支援、販路開拓支援、人材支援、研究開発支援、知的財産支援、財務・会計面の支援、情報提供等の政策的支援の充実を図ること。

二 セミナー、パンフレット、インターネット等を通じて、支援施策の新規中小企業者に対する周知徹底に努めるとともに、申請手続の簡素化や共通化、公募に係る十分な準備期間の確保等に努めること。

三 創業初期段階から事業化に至るまでの各段階ごとの課題に応じた内容について、総合的かつ一貫した施策とすること。

四 関係省庁が密接に連携するとともに、都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の支援機関のほか、大学や、地域に密着したきめ細かいサービスを提供するNPO（特定非営利活動法人）等とも連携しながら、利用者の立場に立って既存の施策との効果的な連携に努めること。

第2 社外高度人材活用新事業分野開拓

1 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項

一 計画期間

計画期間は二年間から十年間程度とする。

二 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入、⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動を指す。個々の新規中小企業者等にとって新たな事業活動であれば、既に他の事業者において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。

三 新事業分野開拓

「新事業分野開拓」とは、新事業活動によって、市場において事業を成立させることを指す。需要が著しく開拓されることが必要であり、これは新規中小企業者等が、新事業活動によって、新市場を創出し、消費者の需要を大いに取り込むことで、持続的なキャッシュ・フローを確保し、計画期間内において、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場

されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社となることが可能となる程度に新商品又は新役務の需要を増加させることをいう。

2 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項

一 社外高度人材の有すべき知識又は技能は、次のいずれかに関連するものであること。

イ 製品・サービスの開発に貢献すること。

ロ 事業拡大や販路拡大に貢献すること。

ハ 会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること。

二 社外高度人材の新事業分野開拓に対する貢献の内容は、当該社外高度人材の有する知識又は技能に応じ、前号に掲げるいずれかに該当するものであること。

三 社外高度人材の活用方法は、雇用（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百二十三条に規定する雇用をいう。）以外の方法であつて、当該新規中小企業者等と当該社外高度人材の間の契約に基づくもの

とする。

3 社外高度人材活用新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

一 国は、新規中小企業者等に対して、必要な制度概要等の情報の周知徹底に努めるものとする。

二 国は、新規中小企業者等が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第八条第一項の規定に基づき社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

三 関係省庁は密接に連携し、主務大臣の決定を迅速に行う等、申請者の立場に立った制度運用に努めるものとする。

四 国は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画につき、合理的かつ客観的な認定基準を設定した上で、適切な認定を行い、認定後も当該計画の実施状況について継続的な確認に努めるなど、適切な運用を行うこと。

第3 経営革新

1 経営革新の内容に関する事項

一 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入、⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動を指す。個々の事業者にとって新たな事業活動であれば、既に他の事業者において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。ただし、業種ごとに同業の中小企業等（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とする。

二 多様な取組

基盤技術及びサービスモデルの研究開発、知的財産の活用等の先進的な取組から、異分野の中小企業等の連携、他の事業者から取得した経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の利用、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とする。

2 経営革新の実施方法に関する事項

一 計画期間

計画期間は三年間ないし八年間とする。

二 事業期間

事業期間（計画期間のうち研究開発を除く新事業活動を実施する期間をいう。）は三年間ないし五年間とする。

三 経営指標

以下の二つの経営指標を支援に当たっての判断基準とする。グループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

イ 付加価値額の向上

付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、事業期間が五年間の計画の場合、計画期間が終了するまでの目標伸び率が十五%以上のものを求める。事業期間が三年間の場合は

九%以上の目標を、四年間の場合は十二%以上の目標を求める。

なお、計画期間が終了した時点での付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額の値は正となることを求める。

注) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

ロ 給与支給総額の向上

給与支給総額について、事業期間が五年間の計画の場合、計画期間が終了するまでの目標伸び率が七・五%以上のものを求める。事業期間が三年間の場合は四・五%以上の目標を、四年間の場合は六%以上の目標を求める。

注) 給与支給総額の算出については、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含まないものとする。

四 経営革新のための事業の実施に当たり留意すべき事項

イ 経営課題等の明確化

特定事業者は、経営革新のための事業を行うに先立ち、「ローカルベンチマーク」等を用いて自社の現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに、経営革新のための事業を的確に実施するため、当該事業が経営課題の解決に資することを明確化するものとする。

注）「ローカルベンチマーク」とは、企業の経営者等と支援機関が、企業の経営状態を把握し、互いに対話を行うための基本的な枠組みである。具体的には、六つの財務情報（売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間及び自己資本比率）並びに商流・業務フロー及び四つの視点（経営者、関係者、事業及び内部管理体制）に係る非財務情報から構成される。

ロ 市場に関する調査及び分析

特定事業者は、経営革新のための事業を行うに先立ち、経営革新のための事業に係る市場に関する調査及び分析を行うよう努めるものとする。

3 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

一 国内の事業基盤の維持

国や都道府県は、海外における経営革新のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業等が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。

二 計画進捗状況についての調査

国や都道府県は、経営革新計画の進捗状況を調査し、把握するものとする。また、定期的に経営革新計画の進捗状況を事業者自ら把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況も把握する。

三 外部専門家の活用

国や都道府県は、経営革新計画の承認、計画進捗状況の調査及び指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定経営革新等支援機関その他の外部の専門家の知見を活用する。

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国や都道府県は、中小企業等に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業等が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業等の財務

経営力の強化を図ることが、経営革新の促進のために重要であるとの観点から、中小企業等に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」その他の会計ルールに拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

五 申請手続の簡素化

国や都道府県は、申請手続の負担を軽減するため、電子申請システムの開発及び利用促進に努める。

4 技術に関する研究開発及びその成果の利用に当たって配慮すべき事項

一 研究開発の方向性の提示

国は、我が国製造業の国際競争力を支えるものづくり基盤技術の高度化及び我が国経済の大部分を占めるサービス業の労働生産性の向上の観点から、技術及び市場の動向、企業の先駆的取組事例等に係るデータベースを整備するとともに、研究開発に取り組む中小企業等が参考とするために、今後社会に求められる技術の方向性及び具体的な開発手法の情報を広く発信するよう努めるものとする。

二 先端技術の活用手順の作成

国は、IoT、AI等の先端技術の利用及び高度化を進めるための具体的手順を汎用的かつ拡張性ある形式

で提示するものとする。

三 その他都道府県とともに取り組むべき事項

国や都道府県は、研究開発に取り組む中小企業等に対して、産学官連携、人材育成及び技能伝承、知的財産権の取得及び管理、海外展開並びに価格、納期及び性能以外の顧客価値に着目した提案力の向上等を促すものとする。

第4 経営力向上

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上

「経営力向上」とは、現に有する経営資源又は法第二条第十項に規定する事業承継等により他の事業者から取得した又は提供された経営資源を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む。）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、現に有する経営資源を利用する場合にあっては、第二号から第六号までに掲げる事項とし、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合にあっては、第二号から第七号までに掲げる事項とする。

二 事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成

経営力向上に資する知識の習得又は技能の向上のための教育訓練、熟練技能者の技能承継のための教育訓練その他の事業者がその雇用する従業員に対して実施する教育訓練をいう。

三 組織の活力の向上による人材の有効活用

従業員の健康増進に資する取組を含む職場環境の整備改善又は従業員の適正な評価その他の取組により、従業員の離職率低下又は意欲の増進その他組織の活力の向上を図り、もって従業員の能力を有効活用することをいう。

四 財務内容の分析の結果の活用

売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の事業者の経営力把握に有用な財務情報の数値について把握し、適切な非財務情報と組み合わせることで、経営力向上に係る管理すべき指標を定めるとともに、当該指標により、当該事業者の過去の状況、同業他社の状況又は業界平均値等と比較し、当該事業者の経営の状況を把握することを得られた情報を、事業計画の策定や事業活動に活用することをいう。

五 商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用

客層ごとの購買傾向の情報その他の商品又は役務の需要の動向を把握することで得られた情報を事業活動に活用することをいう。

六 経営能率の向上のためのデジタル技術の活用

既製の情報システムの導入（特に、クラウドサービスや会計、人事労務、販売管理等の基幹業務システムの一括導入）その他の経営能率の向上のための情報システムの構築をいう。

七 経営資源の組合せ

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用することをいう。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

二 要件

イ 現に有する経営資源を利用する場合

労働生産性の向上を支援に当たったの判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

なお、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正となることを求める。

特定事業者等は、労働者数を削減するのではなく、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を増加させることにより労働生産性の向上を達成するよう努めるものとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

注）労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとす。以下同じ。

ロ 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

(1) 事業承継の促進

特定事業者等が事業承継等（法第二条第十項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあつては、次に掲げる取組を支援対象とする。

① 事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組

② 他の事業者の事業を承継するものうち、事業承継等による経営資源の組み合わせを通じた労働生産性の向上を目的とする取組

(2) 経営指標

労働生産性の向上を支援に当たつての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上

のものを求める。計画期間が三年間の場合は1%以上の目標を、四年間の場合は1・5%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができる。とする。

なお、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正となることを求める。

特定事業者等は、労働者数を削減するのではなく、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を増加させることにより労働生産性の向上を達成するよう努めるものとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができる。とする。

三 経営力向上に係る事業の実施に当たり留意すべき事項

特定事業者等は、経営力向上に係る事業を行うに先立ち、「ローカルベンチマーク」等を用いて自社の

現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに、経営力向上に係る事業を的確に実施するため、当該事業が経営課題の解決に資することを明確化するものとする。

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

二 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。

三 申請手続の簡素化

国は、申請手続の負担を軽減するため、電子申請システムの開発及び利用促進に努める。

四 地域経済の健全な発展

国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。

五 計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

六 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

七 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業等に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業等が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業等の財務経営力の強

化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業等に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」その他の会計ルールに拠った信頼性のあ
る計算書類等の作成及び活用を推奨する。

八 二、データ等の活用の促進

国は、中小企業等の経営力向上に向けた自動化、遠隔対応、ビジネスモデル革新、サイバーセキュリティ対策その他の取組の促進に当たって、業種毎の特性に配慮しつつ、各種支援機関や取引先等を通じた面的な働きかけや共通基盤の構築等を通じて、中小企業等による二、データ等を活用した生産性の向上に係る取組を促進するよう努めるものとする。

九 中小企業等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業等による幅広い取組を促すため、中小企業等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

十 中小企業等の事業承継の円滑化等に向けた環境整備

国は、中小企業等が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企

業等が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するとともに、円滑な廃業に向けた環境整備を行うものとする。

十一 計画認定の対象

中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第五条第二項第一号及び第二号に掲げる法人が作成する経営力向上計画については、医業又は歯科医業のみに係る計画について認定の対象とする。

4 事業分野別指針に関する事項

事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）が、事業分野別指針を定める場合には、この基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 現状認識

市場規模、市場の動向、企業規模の分布その他の当該事業分野の経営力向上に係る定性的及び定量的な事実及び動向

二 経営力向上の内容に関する事項

経営力向上に取り組む特定事業者等が参考とすべき事業者の規模等に応じた取り組むべき具体的事項

三 経営力向上の実施方法に関する事項

当該事業分野の特性を考慮して設定される経営力向上に係る指標及び当該指標に係る特定事業者等が目標とすべき数値等

なお、事業分野別指針においては、基本方針に定める指標及び目標と異なる指標及び目標を定めることができないこととする。この場合において、事業所管大臣は、基本方針に定める指標又は目標と異なる指標又は目標を定める理由を公表するものとする。

四 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

3の規定に基づいて定めるものとする。

五 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

第5の4から6までの規定に基づいて定めるものとする。

5 事業再編投資の内容に関する事項

一 事業再編投資

「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対するもの）であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものをいう。

二 投資先に関して満たすべき条件

次のいずれかに該当するもの。

イ その経営又は株式若しくは持分を承継しようとする者を確保することが困難な状況等に直面している中小企業者等であつて、当該株式又は持分の承継を通じて、当該中小企業者等の経営の承継を図るもの。

ロ 中小企業者等であつて、当該投資事業有限責任組合が投資を実施した後の資本金額が一億円を超えるもの。

三 投資事業有限責任組合の要件

次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、当該事業再編投資の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。

ロ 当該投資事業有限責任組合が、認定事業再編投資計画に従って行う投資事業及びこれに関連する事業のみを行うものであること。

ハ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の一%以上であること。

ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の二十六%以上であること。

ホ 当該投資事業有限責任組合が、主として第二号イに定める中小企業者等に対する投資を行うものであること。

6 事業再編投資の実施方法に関する事項

一 計画期間

計画期間は十年を超えないものとする。

二 目標指標

投資事業有限責任組合の内部収益率の目標として、5%以上の目標を設定するものとする。

7 その他事業再編投資の促進に当たって配慮すべき事項

一 中小企業者等の自主的な取組の尊重

投資事業有限責任組合は、事業再編投資を円滑に行うことができるよう、一方的に中小企業者等の経営に関する方針を決定することなく、中小企業者等の意思決定を十分に尊重し、中小企業者等が自ら行う取組と整合性のとれた方法で実施するよう努める。

二 事業承継等に関する助言等

国は、投資事業有限責任組合が、中小企業者等が事業承継に関する計画等を策定するに当たっての助言等を行うことを促す。

三 計画の進捗状況についての調査

国は、事業再編投資計画の進捗状況を投資事業有限責任組合自ら定期的に把握することを推奨し、投資事業有限責任組合の行った自己評価の実施状況を把握する。

四 事業再編投資の円滑化に向けた環境整備

国は、投資事業有限責任組合が事業再編投資を円滑に行うことができるよう、環境整備をするものとする。

第5 経営革新及び経営力向上の支援体制の整備

1 経営革新等支援業務の内容に関する事項

中小企業等の経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業を支援するため、経営革新等支援業務を実施するに当たっては、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や中小企業等に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を有する者により、次に掲げる業務を行うこととする。

一 経営革新又は経営力向上計画を行おうとする中小企業等の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュ・フロー見通し、国内外の市場動向等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況に関する調査

・分析

二 調査・分析の結果等に基づく中小企業等の経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業の計画（経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等）の策定に係るきめ細かな指導及び助言並びに経営力向上に係る事業の計画に基づく取組の促進

三 中小企業等の経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業の計画を円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言

2 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

一 経営革新等支援業務を行う者が法人である場合にあつては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点、適切な運営の確保等）を有していること。

二 経営革新等支援業務を行う者が個人である場合にあつては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点、適切な運営の確保等）を有していること。

三 経営革新等支援業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、経営革新等支援業務の実施体制を構築すること。

四 経営革新等支援業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、経営革新等支援業務を実施する体制を有していること。

3 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における中小企業等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ 国は、経営革新等支援業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ 国は、名前貸し業務や単なる窓口業務等の形骸化した経営革新等支援業務を行う認定経営革新等支援機関が生じぬよう、その業務の適正性を確保する観点から、認定経営革新等支援機関が行う経営革

新等支援業務の内容について、商工会等から必要に応じ、主務大臣に報告できるよう報告体制を整備するものとする。

ホ 国は、認定経営革新等支援機関に対して、政策評価の観点から、定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ヘ 国は、商工会等からの報告内容、認定経営革新等支援機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定経営革新等支援機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の成果について報告を求める等により、当該認定経営革新等支援機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

ト 国は、認定経営革新等支援機関の最新の活動実態等を把握し、中小企業等が各認定経営革新等支援機関の実績や支援事例を把握し、適切な指導及び助言を行う認定経営革新等支援機関を選定できるよう情報提供を行う。

チ 国は、経営革新等支援業務の実績等が乏しい経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な研修プログラムを構築するものとする。

二 認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項

イ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務を実施した中小企業等に対する案件のフォローアップを実施すること。また、認定経営革新等支援機関は中小企業等に対し、補助金等（国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいい、これらを財源として国又は地方公共団体以外の者から交付されるものを含む。）の申請に係る支援を実施した場合は、補助事業期間（当該補助金等の交付を受ける期間をいう。）及びその後の一定期間において、当該中小企業等の事業の遂行についてのフォローアップを着実に実施すること。

ロ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。

ハ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の円滑な実施の観点から、認定経営革新等支援機関相互の連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構、認定情報処理支援機関等）等の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。

二 認定経営革新等支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信託の確保を図ること。

ホ 認定経営革新等支援機関は、中小企業等に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業等が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが、中小企業等の財務経営力の強化に資すると判断する場合には、中小企業等に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」その他の会計ルールに拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨すること。

へ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、「ローカルベンチマーク」の指標をはじめとした財務・非財務の基本事項について中小企業等と認識を共有し、必要な支援策を実施するとともに、中小企業等が「ローカルベンチマーク」を活用することを促すこと。

ト 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、「事業承継ガイドライン」及び「中小M&Aガイドライン」を踏まえて、中小企業等に対して、M&Aを通じた第三者への事業引継ぎを含む計画的な事業承継に向けた取組を促すことにより、中小企業等の事業承継を契機とした経営力向上を支援すること。

注)「事業承継ガイドライン」とは、中小企業等が円滑に事業承継を行うための手引きである。事業承継計画の策定に当たっての留意点や、親族内承継、従業員承継、合併、買収による承継等の事業承継方法ごとの具体的な対策等について記載している。

「中小M&Aガイドライン」とは、後継者不在の中小企業等の適切なM&Aの促進を図るための指針である。一般的な手続の流れの解説等を含む後継者不在の中小企業等向けの手引きと、M&A専門業者の行動指針の策定等を含む支援機関向けの基本事項から構成される。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

4 事業分野別経営力向上推進業務の内容に関する事項

中小企業等の経営力向上に係る取組を支援するため、事業分野別経営力向上推進業務を実施するに当たっては、当該事業分野に関する専門的な知識や中小企業等に対する支援に関し、事業分野別経営力向上推

進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

一 当該事業分野における事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修

当該事業分野に属する中小企業等が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組（新たな手法や成功事例等）に係る情報についての普及啓発及び研修による教育訓練を行うこと。

二 当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究

経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集し、整理し、及び分析し、必要な調査研究を行うこと。

5 事業分野別経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

一 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が法人である場合にあつては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

二 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が個人である場合にあっては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

三 事業分野別経営力向上推進業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、事業分野別経営力向上推進業務の実施体制を構築すること。

四 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

6 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における中小企業等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるも

のとする。

ハ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二 認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

7 情報処理支援業務の内容に関する事項

経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業等に対する情報処理を行う方法に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関する支援を行うこととする。

8 情報処理支援業務の実施体制に関する事項

一 行おうとする情報処理支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）を有していること。

二 行おうとする情報処理支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性）を有していること。

9 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 国等が配慮すべき事項

イ 国、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報処理推進機構は、情報処理支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努め、中小企業等の経営能率の相当程度の向上のための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、情報処理支援業務を行う者の認定の申請等に係る手続の簡素化に努めるものとする。

二 認定情報処理支援機関が配慮すべき事項

イ 認定情報処理支援機関は、自らが支援を行った中小企業等の状況の把握を行い、実施した情報処理支援業務の効果の測定に努めること。

ロ 認定情報処理支援機関は、情報処理支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援の対象から外すことのないようにすること。

ハ 認定情報処理支援機関は、情報処理支援業務の円滑な実施の観点から、経営革新等支援機関との連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人情報処理推進機構等）の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。

- ニ 認定情報処理支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。
- ホ 認定情報処理支援機関は、自らのサイバーセキュリティの確保を図ること。
- ヘ 認定情報処理支援機関は、中小企業等が複数の情報サービスを組み合わせ利用できるように、また、異なる情報サービスへの移行を円滑に行うことができるよう配慮をすること。

第6 中小企業の先端設備等の導入の促進

1 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

一 先端設備等の導入の促進の目標

先端設備等の導入の促進の目標の設定に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が自らの地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を分析した上で、先端設備等の導入の目標とともに、市町村内の生産性の向上を図る方法の概略を記載することとする。

二 経営指標

先端設備等導入の目的は中小企業者の生産性向上であることに鑑み、市町村が先端設備等導入計画を認定するに当たっては、労働生産性の向上を判断基準として設定することとする。労働生産性について

は、目標伸び率は年平均三%以上とし、五年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である五年後までの労働生産性向上の目標伸び率は十五%以上、三年間の計画の場合、三年後までの目標伸び率は九%以上、四年間の計画の場合、四年後までの目標伸び率は十二%以上とすることとする。市町村において、当該目標伸び率よりも高い目標を設定することは可能とする。

なお、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正となることを求める。

広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

2 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

一 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、市町村は、導入を促進する先端設備等の種類について、先端設備等の種類の全てを設定することを可能とする。また、地域の状況、特色等に鑑み、先端設備等の種類を限定することも可能とする。なお、市町村は、先端設備等の種類を限定する場合には、導入促進

基本計画において、その理由を記載するものとする。

二 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

中小企業者による幅広い取組を促すため、市町村が導入を促進する先端設備等については、市町村内における全ての地域、業種、事業等を対象とすることを可能とする。また、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、地域、業種、事業等を限定し、重点的に支援する分野を定めることも可能とする。なお、市町村が重点的に支援する分野を定める場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

また、中小企業者における取組については、市町村の枠を超え、海外市場等を見据えた連携その他の多様な事業活動についても含むことができるものとする。

三 導入促進基本計画の期間

導入促進基本計画の期間は、原則二年間とする。ただし、市町村が、地域の状況、特色等に鑑み、二年間より短い期間とすることは可能とする。なお、市町村が二年間より短い期間とする場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

四 先端設備等導入計画の期間

先端設備等導入計画の期間は三年間ないし五年間とする。

3 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

一 地域の特性の活用

市町村は、自らの地域の状況、特色等を踏まえ、独自に配慮すべき事項を記載できるものとする。

二 雇用への配慮

市町村は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないようにする等、雇用の安定に配慮するものとする。

三 認定等に関する配慮

国及び市町村は、中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する。

市町村は、認定に当たっては、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるとする。ただし、小規模企業者を含め

た中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。また、市町村が、認定その他の
手続に関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることは可能とする。

四 中小企業者に対する施策の総合的推進

国及び市町村は、先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該中小企業者の行う事業
に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保その他必要な施策を
総合的に推進するよう努めるものとする。

五 計画の進捗状況についての調査

国及び市町村は、導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を調査し、把握する。また、
市町村は先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を
把握するよう努めるものとする。

第7 中小企業の事業継続力強化

1 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項

一 事業継続力強化

「事業継続力強化」とは、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。

イ 自然災害等の発生が事業活動に与える影響の想定

中小企業者が事業継続力強化に資する適切な対策及び取組を行うためには、発生しうる自然災害等について、事業活動に与える影響を想定することが求められる。

ロ 事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する事前対策の実施

事業継続力強化に当たっては、イに基づく自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響を踏まえた上で、四から十までに掲げる具体的な事前対策を行うことが求められる。

ハ ロに掲げる対策の実効性を確保するための取組

ロに掲げる対策の実効性を確保するためには、十一に掲げる実効性を確保するための取組を平時から実施することが求められる。

二 事業継続力強化の目標

事業継続力強化の目標は、事業継続力強化の必要性を認識した上で、必要となる具体的な対策及び取組の内容を検討する際の判断基準となる。そのため、事業継続力強化に当たっては、その目標を定めることが求められる。

事業継続力強化に向けては、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響を踏まえた上で、事業継続力強化の目標を達成するために必要となる具体的な対策及び取組の計画を定め、実施することが求められる。

事業活動に影響を与える自然災害等のリスクとして、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、サイバー攻撃、感染症その他の異常な現象に直接又は間接に起因するリスクが想定される。中小企業者には、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用し、自らの事業環境をめぐる自然災害等のリスクを認識し、当該リスクを踏まえた事業活動に与える影響を想定することが求められる。そのため、中小企業者の事業継続力強化については、自然災害等のリスクを踏まえた事前対策を実施する取組を支援対象とする。

三 計画期間

計画期間は三年以内とする。

四 事業継続力強化に資する対策及び取組

次の(1)から(7)までに掲げる事項について、二に基づく自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、自らの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。

- (1) 自然災害等が発生した場合における対応手順の決定・共有
- (2) 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備
- (3) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入
- (4) 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保
- (5) 事業活動を継続するための重要情報の保護
- (6) 親事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力
- (7) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組

五 自然災害等が発生した場合における対応手順の決定・共有

イ 自然災害等が発生した場合における初動対応を的確に行うことは、事業活動の継続に向けた第一歩となる。そのため、自然災害等が発生した場合における初動対応手順をあらかじめ決定・共有しておくことが求められる。

ロ 具体的には、例えば、従業員やその家族の安否確認方法、設備等の安全な停止方法、施設や設備等、在庫や中間財等の被害の把握方法、災害対策本部の設置等社内の緊急時体制の構築方法、下請や地方公共団体、商工団体等の関係機関への被害状況の共有方法等が挙げられる。

六 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備

イ 自然災害等が発生すると、従業員自身が被害を受けるだけでなく、従業員の家族、住宅・関係インフラ等への被害が生じ、自然災害等が発生する前と同様の人員体制を取ることが難しくなることが想定される。そのため、自然災害等が発生した場合における対応の際に必要な人員体制の整備方法をあらかじめ決定しておくことが求められる。

ロ 具体的には、例えば、自然災害等が発生した場合における安全を確保した上で行う従業員の参集体制・勤務ルールの整備、一人の従業員が複数の業務に対応することを可能とする従業員教育の実施、

従業員の業務内容・作業手順等のマニュアル化、他者との連携による非常時の従業員の相互応援態勢の構築等が挙げられる。

七 事業継続力強化に資する設備等の導入

イ 主要な設備等の損壊防止、従業員の安全確保、事業活動の継続や早期復旧を実現する観点から、事業継続力強化に資する設備等を導入することは有効である。そのため、リスク認識や事業活動に与える影響を踏まえ、事業継続力強化に資する設備等の導入を検討することが求められる。

ロ 具体的には、例えば、停電に備えた自家発電設備の導入、水害被害に備えた止水板や排水ポンプの導入、配電盤等の重要設備の高所設置、地震に備えた機器の固定や精密機器への制震・免震装置の導入、重要施設の耐震化、津波に備えた高台移転等が挙げられる。

ハ なお、事業継続力強化に資する設備投資に当たっては、自らの経営状況等を踏まえつつ、適切かつ効果的な設備投資の内容及び規模を検討することが必要である。

八 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保

イ 自然災害等が発生すると、復旧に向けた資金が必要になるほか、従業員の給与や設備リース料等の

固定費支出に関する資金の確保が必要となる。そのため、自然災害等が発生した場合に必要な資金規模を想定した上で、資金繰り対策（リスクファイナンス対策）について、あらかじめ検討しておくことが求められる。

ロ 具体的には、例えば、適切な自己資金の確保、融資枠の手配や自然災害等の発生後に活用できる融資制度の確認、損害保険や火災共済への加入等のリスクファイナンス対策が挙げられる。

ハ なお、損害保険や火災共済への加入については、リスク認識や事業活動に与える影響を踏まえ、水害対応の損害保険又は火災共済における事業継続に必要な施設や設備等に対する補償の有無を確認するとともに、補償水準の充分性、休業損失や休業中の固定費負担に備える休業補償保険や事業用物件用の地震保険の必要性を検討することが必要である。

九 事業活動を継続するための重要情報の保護

イ 自然災害等が発生すると、紙や電子データで保管されている、売上帳、仕入れ帳、固定資産台帳等の帳簿、注文書、契約書、領収書又は製品の設計図等の関連書類が紛失・消失し、取引情報、財務情報、事業活動に供される施設や設備等の設置状況等の情報が散逸・滅失するおそれがある。そのため

、自然災害等が発生した場合に重要情報が散逸・滅失しないよう、重要情報の保護の方法をあらかじめ決定しておくことが求められる。

ロ 具体的には、平時から重要情報を適切に管理するとともに、例えば、当該情報の電子化・バックアップや紙書類のコピーの作成等の重要情報の複製化、浸水被害が想定されない高所における保存等の対策の実施、クラウドサーバーを活用した電子情報の保管等が挙げられる。

十 親事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力

中小企業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、中小企業者が自力で全ての事前対策を講ずることには一定の限界があるため、中小企業者を取り巻く関係者（以下「関係者」という。）による働きかけや支援が重要となる。

事業継続力強化を行う関係者としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構のほか、例えば、サプライチェーンにおける親事業者、損害保険会社、民間金融機関、政府関係金融機関、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等が挙げられ、これら関係者による取組としては、次のようなものが想定される。

イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、事業継続力強化に関する支援人材の育成等

ロ サプライチェーンにおける親事業者が行う、下請中小企業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組への支援、下請協力会や業界単位での取組の支援等

ハ 損害保険会社が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組への支援、個々の中小企業者が抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引受条件の設定、地方公共団体等との連携による支援等

ニ 政府関係金融機関、地域銀行、信用金庫、信用組合等の地域金融機関が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組への支援、事業継続力強化に向けた取組を支える資金の融資、地方公共団体等との連携による支援等

ホ 地方公共団体が行う、ハザードマップ等の周知をはじめとする中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の認定制度の活用促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定支

援、事業継続力強化計画と連動する補助金・制度融資等の独自のインセンティブ措置の実施等

へ 商工会及び商工会議所が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員事業者が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等発生時の被害状況の把握及び地方公共団体への報告等

ト 中小企業団体中央会が行う、組合を通じた、リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有等

国は、中小企業者へのハザードマップ等の周知を促進するため、関係者に対し、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係者による中小企業者の事業継続力強化に係る協力の先行的な取組事例について、普及啓発を図るものとする。

なお、サプライチェーンにおける事業継続力強化に当たっては、例えば、親事業者が下請中小企業者に対して、一方的に防災関連の設備投資を指示し、そのコストを不当に当該下請中小企業者に負担させる、あるいは、親事業者が下請中小企業者に対して、当該下請中小企業者以外の者による代替生産を可

能とするために、一方的に製品に関する営業秘密の無償提供を求める等、親事業者は下請中小企業者にとつて過大な負担を一方的に押しつけることがあってはならない。親事業者には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）等、関係法令を遵守した上で、下請中小企業者の実情に十分配慮するとともに、そのニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが求められる。

十一 事業継続力強化の実効性を確保するための取組

イ 事業継続力強化に当たっては、単に計画を策定するだけではなく、自然災害等が発生した場合に実効性のある対応を実行することが求められる。そのため、中小企業者には、その経営者が主導的な役割を果たしつつ、実効性を確保するための取組を実施することが求められる。

ロ 具体的には、例えば、自然災害等の発生時を視野に入れた平時の推進体制の整備、従業員向けの定期的な訓練及び教育の実施、自らの経営環境の変化に応じた計画の見直し等が挙げられる。

2 連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する事項

一 連携事業継続力強化

1に掲げる単独で行う事業継続力強化を効果的に進めるに当たっては、個々の中小企業者が事業継続力強化に資する対策及び取組の全てを自ら講ずるにとどまらず、他者と連携して、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うことも有効である。

そのため、1に掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、例えば、国内外を問わず、遠隔地に所在する同業他者との間で、自らの設備に被害が生じた場合に代替生産を行う体制を構築する等、二以上の中小企業者（連携事業継続力強化を行う大企業者がある場合は、当該大企業者を含む。以下「連携事業者」という。）が連携して事業継続力強化を行う取組も支援対象とする。

なお、連携事業継続力強化の取組は、連携事業者がそれぞれ製造する製品等の販売協力や、各者の技術を用いた新製品等の共同開発にも資することが想定される。また、連携事業者の従業員の交流によって、人材の育成や業務の効率化が図られ、その結果、連携に取り組む複数の事業者それぞれの事業発展にもつながりうる。連携事業継続力強化を行うに当たっては、平時の事業発展も念頭に置いた取組を行うことが重要である。

また、連携事業継続力強化は、連携事業者の競争上の地位その他適正な利益の保護に相互に配慮しつつ取り組むとともに、連携事業者それぞれの経営判断に基づき、信頼関係を構築しつつ、段階的に取組を進めていくことが重要である。

二 連携事業継続力強化の目標

1の二に掲げる事項を踏まえ、連携事業継続力強化の目標を設定するものとする。連携事業継続力強化については、とりわけ、連携事業者の相互発展に資する目標を定めることが求められる。

三 計画期間

計画期間は三年以内とする。

四 連携事業継続力強化における連携の態様

連携事業継続力強化における連携としては、次のイからハまでの態様が想定される。

なお、連携事業継続力強化を行うに当たっては、協定等を整備し、連携事業者の役割分担等をあらかじめ決定しておくことが求められる。

イ 組合等を通じた水平連携

同業種又は異業種に属する複数の中小企業者で構成される組合等が、自然災害等に備えて、自然災害等が発生した場合における相互の支援・協力に関する協定等を締結し、当該協定等に基づき、代替生産の実施、復旧等に必要な人員や設備の融通、原材料・部品の確保の協力、車両・倉庫等の相互利用、災害対応設備等の共同導入・利用等、複数の中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組むこと。

ロ サプライチェーンにおける垂直連携

原材料・部品等の需給関係にある複数の親事業者や中小企業者が、自然災害等に備えて、自然災害等が発生した場合における相互の支援・協力に係る協定等を締結し、当該協定等に基づき、伊の取組に加え、親事業者を中心に、下請中小企業者の事業継続力強化に向けたセミナーの開催、被害状況の共有と迅速な復旧支援に向けた体制の構築等、複数の親事業者や中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組むこと。

ハ 地域における面的連携

工業団地、商店街、卸団地、地域の商工業者における親睦団体その他の地縁的な関係を有する複数

の中小企業者が、自然災害等に備えて、自然災害等が発生した場合における相互の支援・協力に係る協定等を締結し、当該協定等に基づき、イの取組に加え、地方公共団体や自治会組織等、地域の復旧活動に関わる関係機関との協力関係の構築等、地域における面的連携により、事業継続力強化に取り組むこと。

五 連携事業継続力強化に資する対策及び取組

連携事業継続力強化に当たっては、四に掲げる連携の態様を踏まえ、連携事業者が経営資源を相互に融通し合うことにより、事業継続力強化の取組を効果的に行うことが求められる。そのため、1の四から十一までに掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、次のイからトまでに掲げる事項について、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、連携事業者それぞれの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。

イ 自然災害等が発生した場合における対応手順の決定・共有

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、連携事業者が行う初動対応手順をあらかじめ決定・共有しておくことが求められる。

具体的には、1の五に掲げる事項に加え、例えば、連携事業者が行う、自然災害等が発生した場合における情報の共有方法や対外的窓口の一元化方法、連携した初動対応を発動するための基準の策定等が挙げられる。

ロ 自然災害等が発生した場合における人員確保に対する対策

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、連携事業者が行う人員体制の整備方法をあらかじめ決定・共有しておくことが求められる。

具体的には、1の六に掲げる事項に加え、例えば、連携事業者が行う人員派遣の在り方を決定しておくことや、復旧に必要な連携事業者それぞれの人員体制を共有すること等が挙げられる。

ハ 事業継続力強化に資する設備等の導入

連携事業継続力強化においては、中小企業者単体では導入が難しい事業継続力強化に資する設備等を共同で導入、使用することを検討することが求められる。

具体的には、1の七に掲げる事項に加え、例えば、停電に備えた自家発電設備等、自然災害等が発生した場合において連携事業者が共同で使用できる設備等の設置や、当該設備等の共同使用ルールを

策定すること等が挙げられる。

二 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、連携事業者それぞれが事業活動を継続するための資金の調達手段をあらかじめ検討し、相談しておくことが求められる。

具体的には、1の八に掲げる事項に加え、例えば、損害保険契約の締結状況等、連携事業者が事業活動を継続するための資金の調達手段の確保状況を相互に確認すること、組合等を通じた水平連携において、複数の組合員企業が組合を通じて保険に加入することで、保険加入手続を効率化すること等が挙げられる。

ホ 事業活動を継続するための重要情報の保護

連携事業継続力強化においても、連携事業者が事業活動を継続するに当たっては、復旧・事業活動の継続に向けた重要情報が必要となることから、単独で行う事業継続力強化と同様に、連携事業者それぞれが事業活動を継続するための重要情報の保護の方法をあらかじめ決定しておくことが求められる。

具体的には、1の九に掲げる事項に加え、例えば、重要情報のバックアップ状況等、連携事業者が事業活動を継続するための重要情報の保護状況を相互に確認すること、製品の設計データや生産ノウハウを相互に共有することにより代替生産を行える体制を整えること等が挙げられる。

へ 親事業者、政府関係金融機関その他の者による連携事業継続力強化に係る協力

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、中小企業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が重要となる。

そうした関係者による取組としては、1の十に掲げる事項に加え、例えば、中小企業団体中央会、商工会、商工会議所又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による連携事業継続力強化の取組を組成するためのあつせん・情報交換の場の設定、親事業者がサプライチェーン全体の事業継続力を強化するために行う複数の下請中小企業者を対象とした一括支援等、地方公共団体が行う地域における面的連携の仲介や環境整備等が挙げられる。

株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府関係金融機関は、サプライチェーンの中核を担う中堅企業（法第二条第二項第三号又は第四号に該当するものをいう。）による中小企業との連携事業継続

力強化に係る取組の促進に努めるものとする。

ト 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

連携事業継続力強化においては、連携事業者が有機的に連携して実効性のある対応を講ずることが必要である。

具体的には、1の十一に掲げる事項に加え、例えば、連携事業者による定期的な情報交換、全ての連携事業者が参加する平時からの推進体制の整備や訓練の共同実施、地方公共団体やインフラ事業者との定期的な情報交換等が挙げられる。

3 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

一 計画進捗状況についての調査

国は、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画の進捗状況を調査するものとする。また、中小企業者に対して、事業者自らが、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画の進捗状況を定期的に点検することを推奨し、事業者が行った自己評価の実施状況も調査するものとする。

二 外部専門家や第三者認証制度等の活用

国は、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画の認定、計画の進捗状況の調査、指導・助言等を行うに当たっては、本方針に加え、「事業継続力強化計画作成指針」及び「中小企業BCP策定運用指針」又は「事業継続ガイドライン」を活用するとともに、必要に応じて外部の専門家の知見を活用するものとする。特に、事業継続に積極的に取り組む事業者等を認証する制度である国土強靱化貢献団体認証制度、事業継続マネジメントシステムの国際規格であるISO22301その他の事業継続力強化に資する第三者認証制度との連携を図るものとする。

注)「中小企業BCP策定運用指針」とは、中小企業のBCP(事業継続計画)の普及を促進することを目的として、関係者や有識者の意見を踏まえ、国が作成した指針である。中小企業の特性や実状に基づいたBCPの策定及び継続的な運用の具体的方法を記載している。

注)「事業継続ガイドライン」とは、国が示したBCP策定のためのガイドラインであり、企業及び組織における、事業継続の取組の必要性を明示し、実施が必要な事項、望ましい事項等を記述することで、BCPの策定・改善につながる事業継続マネジメントの普及促進を目指すものとなっている。

三 事業継続力強化及び連携事業継続力強化の普及

国は、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方公共団体を始めとする中小企業者を取り巻く関係者等、幅広い主体と連携し、事業継続力強化及び連携事業継続力強化の普及拡大に努めるものとする。成
功事例の蓄積・紹介は、中小企業者に対して、事業継続力強化及び連携事業継続力強化の重要性を周知
し、取組を促す効果が大きいことを踏まえ、それらの効果的な広報を展開するものとする。

四 申請手続の簡素化

国は、申請手続の負担を軽減するため、電子申請システムの開発及び利用促進に努める。

五 関係法令の遵守

国は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業
振興法等、関係法令と整合的な事業継続力強化及び連携事業継続力強化の取組を促進するものとする。

六 自然災害に起因しないリスクに対する事業継続力強化

国は、中小企業者の事業継続力強化に向けた取組の促進に当たっては、サイバー攻撃等、自然災害に
起因しないリスクを踏まえた事業継続力強化の必要性についても、引き続き検討するものとする。特に
、情報セキュリティ対策については、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」

等の活用を含めて検討するものとする。

附 則

- 1 この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号。次項において「改正法」という。）の施行の日（令和三年 月 日）から施行する。
- 2 改正法附則第十八条第一項の規定により、改正法第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十九条第三項の同意を得た同条第一項に規定する導入促進基本計画とみなされる改正法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第三十七条第三項の同意（同法第三十八条第一項の変更の同意を含む。）を得た導入促進基本計画の期間については、二年を超えない範囲内において延長することができる。